

# Weekly コラム

平成 30 年 11 月 27 日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 寡夫控除 見直しまで道遠く

今年末に向け話し合いが本格化する 2019 年度税制改正で議論になりそうなのが、ひとり親世帯の税負担を軽くする「寡婦控除」です。現状、離婚や死別によるひとり親が対象ですが、未婚のひとり親にも適用を広げるかが議論されます。同じひとり親でも、婚姻歴の有無だけで負担に差が出るのは不公平との声があるためです。

寡婦控除の始まりは 1951 年。戦争で夫を失った妻を支えるのが当初の目的でした。現状、ひとり親世帯を対象に所得税は年収から最大 35 万円、住民税は最大 30 万円を差し引いてから課税しています。ただ、離婚や死別でひとり親になっていることが条件で、未婚のままのひとり親は適用外です。

しかし、厚生労働省の 2016 年度調査では、母子家庭で「未婚」が占める割合は 8.7% で推計約 10 万 7 千世帯に上ります。最多の離婚 (8 割) に次いで多く、「死別」(8%) をわずかとはいえ上回っています。一方で「未婚」世帯の母親の平均年収は 177 万円と母子家庭全体の 200 万円を下回っており、全体でみれば経済的に厳しい状況に置かれています。

政府・与党は 18 年度税制改正大綱で、寡婦控除について「19 年度改正で(見直しを)検討し、結論を得る」と明記し、議論になるのは確実です。ただし自党内では「婚姻に基づく結婚の形が壊れないか」、「内縁の夫がいるなど経済的に困窮していない場合も優遇されないか」などとの慎重論も根強くあります。財務省内でも、「昔から税制としては歪んでいると

指摘されてきた」としつつ、対象世帯の所得がそもそも少ないことから「税よりも補助金などで対応する方が効果的では」との指摘する声もあります。

「子どもの貧困」が社会問題として意識される中、政府・与党が出す答えに注目が集まっています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。